

## 県立高等学校等の「同窓会館」の取扱いについて

県立高等学校等の「同窓会館」と称し、使用実態は主にクラブ活動のための「合宿所」の用に供されている建築物については、以下のとおり取り扱う。

校舎の敷地内にある教育活動の一環として合宿に用いるための同窓会館は、学校関係者が利用する場合、校舎と用途上不可分の関係にあり、主要用途を「学校」とする。

また、就寝を伴う合宿等を行う場合には、建築基準法別表第1（い）の用途は「寄宿舍」とする。